

令和2年度

第5回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和2年8月3日

湯沢市農業委員会

第5回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和2年8月3日(月)午後3時

場所 湯沢グランドホテル

開会 午後3時0分

閉会 午後4時48分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	杳澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
9番	西村 一	19番	高橋 伸太郎(会長)
10番	加藤 エリ子		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席
(午後3時0分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	阿部 武彦
主 査	千葉 竜也
主 査	佐々木 真樹子

5) 会議日程

- 第1 開会
- 第2 市長あいさつ
- 第3 臨時議長選出
- 第4 委員の自己紹介
- 第5 会議成立の確認
- 第6 仮議席の指定
- 第7 会長の互選
- 第8 議長交代
- 第9 会長あいさつ
- 第10 会長職務代理者の互選
- 第11 会長職務代理者あいさつ
- 第12 本議席の決定
- 第13 議事録署名委員の選任
- 第14 会期決定
- 第15 議案審議
 - 議案第27号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
(委嘱状交付式)
 - 議案第28号 運営委員会委員の選任について
 - 議案第29号 農地対策専門委員会委員の選任について
 - 議案第30号 農業者年金加入推進部長の選任について
 - 議案第31号 専門委員会委員の選任について
 - 議案第32号 秋田県農業会議普通会员の承認について
- 第16 閉会

<p>事務局長</p>	<p>それでは、ただ今から、湯沢市農業委員会総会を開催いたします。初の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づきまして、市長が招集しておりますので、招集権者であります、湯沢市長がご挨拶申し上げます。</p>
<p>市 長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ここで、事務局職員を紹介いたします。</p> <p>(事務局職員の紹介)</p>
<p>事務局長</p>	<p>会議日程第 3 「臨時議長選出」についてであります。議長につきましては、湯沢市農業委員会会議規則第 4 条において、会長は会議の議長となると規定されています。会議の議長となる会長が決まるまでの間、議長の職務を行う者を臨時に選任したいと思います。</p> <p>地方自治法第 107 条の規定に準じまして、議長の職務を行う者がいないときは、年長の者が臨時に議長の職務を行うとなっておりますので、ここで、市長に臨時議長を選任していただきます。</p>
<p>市 長</p>	<p>本日の総会の出席委員中、稲川地域の 藤谷 清志 委員が最年長者でありますので、臨時議長に選任いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>藤谷清志委員は、臨時議長として議長席にお座りください。</p>
<p>事務局長</p>	<p>鈴木市長は、次の公務のため、ここで退席させていただきますので、ご了承願います。</p>
<p>市 長</p>	<p>(市長退席)</p>
<p>臨時議長</p>	<p>ただ今、臨時議長に選任されました、稲川地域の藤谷清志でございます。私が最年長者ということで、臨時議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>臨時議長</p>	<p>それでは、会議日程に従い進めていきます。第 4 の「委員の自己紹介」</p>

	<p>です。仮議席 1 番の方から順次、地区名と氏名を紹介願います。</p> <p>(各委員が自己紹介)</p> <p>ありがとうございます。次に、第 5 の「会議成立の確認」となります。委員定数 19 名中、出席委員 19 名で、湯沢市農業委員会会議規則第 6 条に規定する定足数に達していますので、会議が成立いたします。</p> <p>続きまして、第 6 の「仮議席の指定」ですが、湯沢市農業委員会会議規則第 6 条で、「あらかじめくじで決める」とあります。本日受付で引いていただいたくじの番号に着席していただいておりますので、仮議席は今ご着席の議席と指定いたします。</p> <p>それでは、会議日程第 7「会長の互選」のため、暫時休憩します。</p> <p>(午後 3 時 10 分)</p>
<p>臨時議長</p>	<p>それでは、ただ今から会長の互選会を行います。</p> <p>湯沢市農業委員会互選規程第 6 条の規定により、互選に関する事務を管理させるため、職員のうちから互選管理人 1 人を定めることになっていることから、当席から指名してもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>臨時議長</p>	<p>ご異議ないようですので、互選管理人に高橋里治事務局長を選任いたします。これ以降の互選会の進行は、互選管理人にお願いいたします。</p>
<p>互選管理人 (事務局長)</p>	<p>それでは、互選管理人を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、互選の方法についてご説明いたします。</p> <p>互選は、互選規程第 7 条及び第 10 条のとおり、投票による方法と出席委員に異議がない場合の指名推薦による方法の、2 つの方法があります。</p> <p>なお、指名推薦による場合に、被指名者が複数になったとき、あるい</p>

	<p>は、被指名者に対して全員の同意がないときには、投票による方法となります。</p> <p>それでは、お諮りいたします。会長の互選は、どのような方法によることといたしますか。</p> <p>(指名推薦の声あり)</p>
互選管理人	
(事務局長)	<p>ただ今、指名推薦の声がありましたが、指名推薦による方法で互選することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
互選管理人	
(事務局長)	<p>ご異議ないものと認め、会長の互選は、指名推薦の方法により行うことに決定いたします。</p> <p>推薦する方がおりましたら、ご発言願います。</p> <p>(19番 瀬川 等 委員挙手)</p>
互選管理人	
(事務局長)	<p>瀬川 等 委員</p>
19番	<p>高橋 伸太郎 委員を会長に推薦します。</p>
互選管理人	
(事務局長)	<p>ただ今、19番 瀬川 等 委員から、高橋 伸太郎 委員を指名推薦する発言がありました。他にありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
互選管理人	
(事務局長)	<p>他に推薦される方はないものと認めます。</p> <p>それでは、お諮りいたします。高橋 伸太郎 委員を当選人と決定することに同意する委員のご起立をお願いいたします。</p> <p>(全員起立)</p>
互選管理人	
(事務局長)	<p>全員起立でありましたので、会長には高橋 伸太郎 委員を当選人と決定いたします。高橋 伸太郎委員は、会長就任の承諾書へ署名をお願い</p>

<p>互選管理人 (事務局長)</p>	<p>いたします。</p> <p>(会長 署名)</p> <p>これをもちまして、会長の互選会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p>総会を再開いたします。 (午後 3 時 15 分)</p>
<p>臨時議長</p>	<p>ただ今、会長に高橋 伸太郎 委員が選出されましたので、議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(臨時議長は退席し、自席に着く。新会長が議長席に着く。)</p> <p>藤谷委員には臨時議長の大役、誠にありがとうございました。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、高橋 伸太郎 会長から就任のご挨拶をいただきたいと存じます。</p> <p>(新会長あいさつ)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議日程に従い進めてまいりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。</p> <p>会議日程第 10「会長職務代理者の互選」のため、暫時休憩します。</p> <p>(午後 3 時 21 分)</p> <p>それでは、ただ今から会長職務代理者の互選会を行います。</p> <p>会長の互選会同様に互選管理人を定めることとなりますが、当席から指名してもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議ないようですので、互選管理人に高橋里治事務局長を選任いたします。これ以降の互選会の進行は、互選管理人にお願いいたします。</p>
<p>互選管理人 (事務局長)</p>	<p>それでは、会長の互選会同様、会長職務代理者の互選管理人を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>

	<p>互選につきましては、会長の互選でご説明いたしましたとおり、投票と指名推薦の2つの方法があります。</p> <p>お諮りいたします。会長職務代理者の互選はどのような方法によることといたしますか。</p> <p>(指名推薦の声あり)</p>
<p>互選管理人 (事務局長)</p>	<p>ただ今、指名推薦の声がありました。指名推薦による方法で互選することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>互選管理人 (事務局長)</p>	<p>ご異議ないものと認め、会長職務代理者の互選は、指名推薦の方法により行うことに決定いたします。</p> <p>推薦する方がおりましたら、ご発言願います。</p> <p>(17番 川崎 秀悦 委員 挙手)</p>
<p>互選管理人 (事務局長)</p> <p>17番</p>	<p>17番 川崎 秀悦 委員</p> <p>高橋 敬悦 委員を会長職務代理者に推薦します。</p>
<p>互選管理人 (事務局長)</p>	<p>ただ今、17番 川崎 秀悦 委員から、高橋 敬悦 委員を指名推薦する発言がありました。他にありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>互選管理人 (事務局長)</p>	<p>他に推薦される方はないものと認めます。</p> <p>お諮りいたします。高橋 敬悦 委員を当選人と決定することに同意する委員のご起立をお願いいたします。</p> <p>(全員起立)</p>
<p>互選管理人 (事務局長)</p>	<p>全員起立でありましたので、会長職務代理者に高橋 敬悦 委員を当選人と決定いたします。高橋 敬悦 委員は、会長職務代理者就任の承</p>

<p>互選管理人 (事務局長)</p>	<p>諾書への署名をお願いいたします。</p> <p>(会長職務代理者 署名)</p> <p>これをもちまして、会長職務代理者の互選会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>総会を再開します。 (午後 3 時 25 分)</p> <p>ただ今、会長職務代理者として選出されました高橋 敬悦 委員から、その場でご挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長職務代理者あいさつ)</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に、会議日程第 12「本議席の決定」について、お諮りいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>農業委員会会議規則第 7 条により、議席はあらかじめ「くじ」で定めることが規定されています。</p> <p>総会前に受付で引いた番号により、着席されているただ今の仮議席番号を本議席とすることとし、また、慣例により 19 番を会長、18 番を会長職務代理者の議席とすることにご異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議ないものと認め、ただ今、着席されております仮議席をもって本議席とします。</p> <p>それでは、私の議席である 3 番と 19 番 瀬川 等 委員の議席、会長職務代理者である 4 番と 18 番 麻生 良子 委員の議席を交代させていただきます。</p> <p>次に、農業委員会会議規則第 13 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。当席から指名することにご異議ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしの声がありますので、当席から指名いたします。</p> <p>1 番 高橋 忠雄 委員と 2 番 伊藤 秀郎 委員の両名をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に会期の決定を行います。会期は本日一日限りとすることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ご異議がありませんので、会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。議案第 27 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長挙手)</p>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>高橋事務局長</p> <p>議案第 27 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき、湯沢市農業委員会農地利用最適化推進委員を委嘱することについて同意を要する。令和 2 年 8 月 3 日提出。</p> <p>議案書 3 ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員につきまして、法に基づき候補者の募集を行ったところ、6 人の推薦と 13 人の応募があり、候補者選考会議の議を経て、名簿に記載されました 18 名を、提案するものであります。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま提案されました 18 名の方々を農地利用最適化推進委員に委嘱することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>ご異議ないものと認め、議案第 27 号について原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>ここで暫時休憩し、農地利用最適化推進委員委嘱状交付式を行います。</p> <p>(午後 3 時 33 分)</p> <p>(農地利用最適化推進委員委嘱状交付式)</p> <p>(各農地利用最適化推進委員が自己紹介)</p>
議 長	再開いたします。(午後 3 時 50 分)
議 長	<p>次に、議案第 28 号運営委員会委員の選任について、議案第 29 号農地対策専門委員会委員の選任について及び議案第 30 号農業者年金加入推進部長の選任については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長挙手)</p>
議 長	高橋事務局長
事務局長	(議案第 28 号、29 号、30 号を朗読し説明)
議 長	<p>説明が終わりました。何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>ないようですので、運営委員会委員、農地対策専門委員会委員及び農業者年金加入推進部長の選任につきましては、地域ごとに協議し、会長と会長職務代理者を除いての選任にしていかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議ないようですので、地域ごとに協議し選任させていただきます。</p> <p>また、推進委員の皆様からも農地対策専門委員として、各地域から 1 名ずつ 4 名を選任くださるようお願いいたします。また、代表と副代表の選任もお願いいたします。</p>

	<p>ここで、暫時休憩します。 (午後 3 時 55 分)</p>
事務局長	<p>委員の皆様は、地域ごとに分かれて、ご協議願います。</p> <p>(地域ごとに分かれて協議)</p>
	<p>(午後 4 時 20 分)</p>
議長	<p>再開します。それでは、選任していただいた運営委員、農地対策専門委員及び農業者年金加入推進部長を、事務局に発表していただきます。</p>
事務局長	<p>それでは、発表いたします。</p>
	<p>運営委員は、湯沢地域 6 番 宮原 正明 委員</p> <p>稲川地域 1 番 高橋 忠雄 委員</p> <p>雄勝地域 15 番 由利 幸悦 委員</p> <p>皆瀬地域 8 番 高橋 郁夫 委員</p>
	<p>農地対策専門委員は、湯沢地域 11 番 水戸 義昭 委員</p> <p>稲川地域 10 番 加藤 エリ子</p> <p>委員</p> <p>雄勝地域 17 番 川崎 秀悦 委員</p> <p>皆瀬地域 4 番 麻生 良子 委員</p>
	<p>加入推進部長は、湯沢地域 12 番 姉崎 与志弘</p> <p>委員</p> <p>稲川地域 7 番 沓澤 弥 委員</p> <p>雄勝地域 9 番 西村 一 委員</p> <p>皆瀬地域 4 番 麻生 良子 委員</p>
議長	<p>推進委員からの農地対策専門委員は、小野 清 委員、藤原健 委員、石川 和彦 委員、高橋 昇 委員の 4 名が推薦されました。</p>
議長	<p>ただ今、それぞれ選任されました運営委員 4 名、農地対策専門委員 8</p>

	<p>名及び年金加入推進部長4名の方々を、それぞれ決定させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議ないものと認め、このように決定させていただきます。</p> <p>ここで、農地対策専門委員会の委員長と副委員長を決めていただきますので、暫時休憩します。(午後4時22分)</p> <p>(農地対策専門委員は、別室で協議)</p> <p>(午後4時34分)</p>
議 長	<p>総会を再開します。それでは、農地対策専門委員会の委員長と副委員長を報告させていただきます。</p>
事務局長	<p>農地対策専門委員会の委員長と副委員長について、ご報告いたします。委員長には、10番 加藤 エリ子 委員、副委員長には、農地利用最適化推進委員の小野 清 委員が選任されました。</p>
議 長	<p>ただ今、農地対策専門委員会委員長、副委員長が報告されました。農地対策専門委員会の皆さまには、ご難儀をおかけしますが、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第31号「専門委員会委員の選任について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長挙手)</p>
議 長 事務局長	<p>高橋事務局長</p> <p>議案第31号「専門委員会委員の選任について」湯沢市農業委員会会議規則第15条及び第16条に基づき、専門委員会委員の選任を要する。令和2年8月3日提出。</p> <p>裏面をご覧ください。湯沢市農業委員会会議規則第15条の「専門委員</p>

会の設置」、第 16 条の「組織」の運用については下記により行うものとする。(平成 20 年 8 月 12 日から適用) となっております。

1 第 15 条の「重要な事項の立案、調査等のため」とは、次に掲げるような審議を行うために設置する。となっており、(1)に「各種建議・要望・答申の意見取りまとめ」となっており、これを審議するため専門委員会を設置するものであります。

そして、2 第 16 条の「専門委員会は 12 人以内を持って組織する」の取扱いにあたっては、会長を除く委員で構成し、地域性や委員の全体的バランスを考慮して、概ね議席番号順に選任するものとする。となっております。

建議・要望等の意見の取りまとめを審議する専門委員会は、主に、「秋田県農業委員会大会への要請事項の取りまとめ」と「市長への農業施策に関する要望事項の取りまとめ」の、年に 2 回設置されていることから、3 年の任期期間中においては、6 回の専門委員会が設置される予定です。

専門委員の選任につきましては、先ほど議席が決定しましたので、地域性等を考慮し議席番号順に選任させていただいて、よろしいかお伺いいたします。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、専門委員会委員については、議席番号順に選任することでご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ご異議ないものと認めます。それでは、事務局から専門委員を選任させていただきます。

事務局長

それでは、地域ごとに議席番号順に専門委員を選任させていただきます。

第1専門委員会は、湯沢地域 伊藤 秀郎 委員、佐藤 昇 委員、
宮原 正明 委員、稲川地域 高橋 忠雄 委員、雄勝地域 西村
一 委員、皆瀬地域 麻生 良子 委員、第2専門委員会は、湯沢地域
水戸 義昭 委員、姉崎 与志弘 委員、稲川地域 瀬川 等 委員、
沓澤 弥 委員、雄勝地域 由利 幸悦 委員、皆瀬地域 高橋 郁夫
委員、第3専門委員会は、湯沢地域 佐々木 昇 委員、佐藤 栄子 委
員、高橋 敬悦 委員、稲川地域 加藤 エリ子 委員、藤谷 清志 委
員、雄勝地域 川崎 秀悦 委員を選任させていただきます。

議 長

ただ今、それぞれの専門委員会委員が選任されましたが、このように
決定させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ご異議ないものと認め、決定させていただきます。

ここで、第1専門委員会の委員長と副委員長を決めていただきますので
暫時休憩します。(午後4時41分)

それでは、別室にて、ご協議願います。

(別室にて第1回専門委員会開催通知を専門委員に配付)

(午後4時45分)

議 長

総会を再開します。第1専門委員会の委員長と副委員長を報告してい
たきます。

事務局長

それでは、第1専門委員会の委員長と副委員長についてご報告いたし
ます。委員長には 6番 宮原 正明 委員、副委員長には 4番 麻
生 良子 委員が選任されました。

議 長

ただ今、第1専門委員会委員長と副委員長が報告されました。専門委
員会の皆様には、要請事項等の意見の取りまとめについご難儀をおかけ


	<p>ますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、第1回目の専門委員会が8月11日（火）午後2時から湯沢市役所2階会議室21において、開催されるとのことですので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第32号「秋田県農業会議普通会员の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>（高橋事務局長 挙手）</p>
<p>議 長 事務局長</p>	<p>高橋事務局長</p> <p>議案第32号「秋田県農業会議普通会员の承認について」秋田県農業会議定款第6条第4項第1号に規定する秋田県農業会議普通会员の承認を求める。令和2年8月3日提出。</p> <p>本案件につきましては、秋田県農業会議の定款第6条第4項第1項において、「普通会员は、農業委員会の会長又は農業委員会が指名した委員とする」と規定されております。これにより、普通会员を会長とするか、農業委員会が指名した委員とするかをご審議いただき承認を求めるものであります。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。普通会员を会長とするか、又は指名した委員にするかについて、ご意見をお願いします。</p> <p>（会長の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>会長という声がありますが、他にありますか。</p> <p>（なしの声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>なければ、会長が秋田県農業会議普通会员になることについて、ご異議ありませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>

議 長	<p>異議ないものと認め、会長が秋田県農業会議普通会員になることを承認することに決定いたします。</p> <p>以上をもちまして、全日程を終了いたしました。長時間にわたりご協力ありがとうございました。</p> <p>これで総会を閉会させていただきます。</p> <p>(閉会宣言 午後4時48分)</p>
-----	--

湯沢市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和 2 年 8 月 3 日

議 長 高橋 伸太郎 

署名委員 1 番 高橋 忠雄 

署名委員 2 番 伊藤 秀郎 